

「都市計画法による開発許可の手引 はじめに」 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

頁	現 行	改 定 案	備 考
一	<p><b>はじめに</b> (略)</p> <p>※ 宅地造成等規制法の一部改正への対応について</p> <p>令和5年5月26日に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下「一部改正法」といいます。)が<b>施行されますが</b>、同法附則による最大2年間の経過措置期間中は、宅地造成等規制法の規定については改正前と同様に取 り扱うものとされています。それに伴い、経過措置期間中の本手引の取扱いを次のように定めます。</p> <p>なお、改正法(宅地造成及び特定盛土等規制法)は、横浜市が同法に基づく新たな規制区域の指定を公示した 日から適用されます。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>はじめに</b> (略)</p> <p>※ 宅地造成等規制法の一部改正への対応について</p> <p>令和5年5月26日に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下「一部改正法」といいます。)が<b>施行され ましたが</b>、同法附則による最大2年間の経過措置期間中は、宅地造成等規制法の規定については改正前と同様に 取り扱うものとされています。それに伴い、経過措置期間中の本手引の取扱いを次のように定めます。</p> <p>なお、改正法(宅地造成及び特定盛土等規制法)は、横浜市が同法に基づく新たな規制区域の指定を公示した 日から適用されます。</p> <p>(以下略)</p>	<p>宅地造成及び特定 盛土等規制法施行 に伴う文言修正。</p>

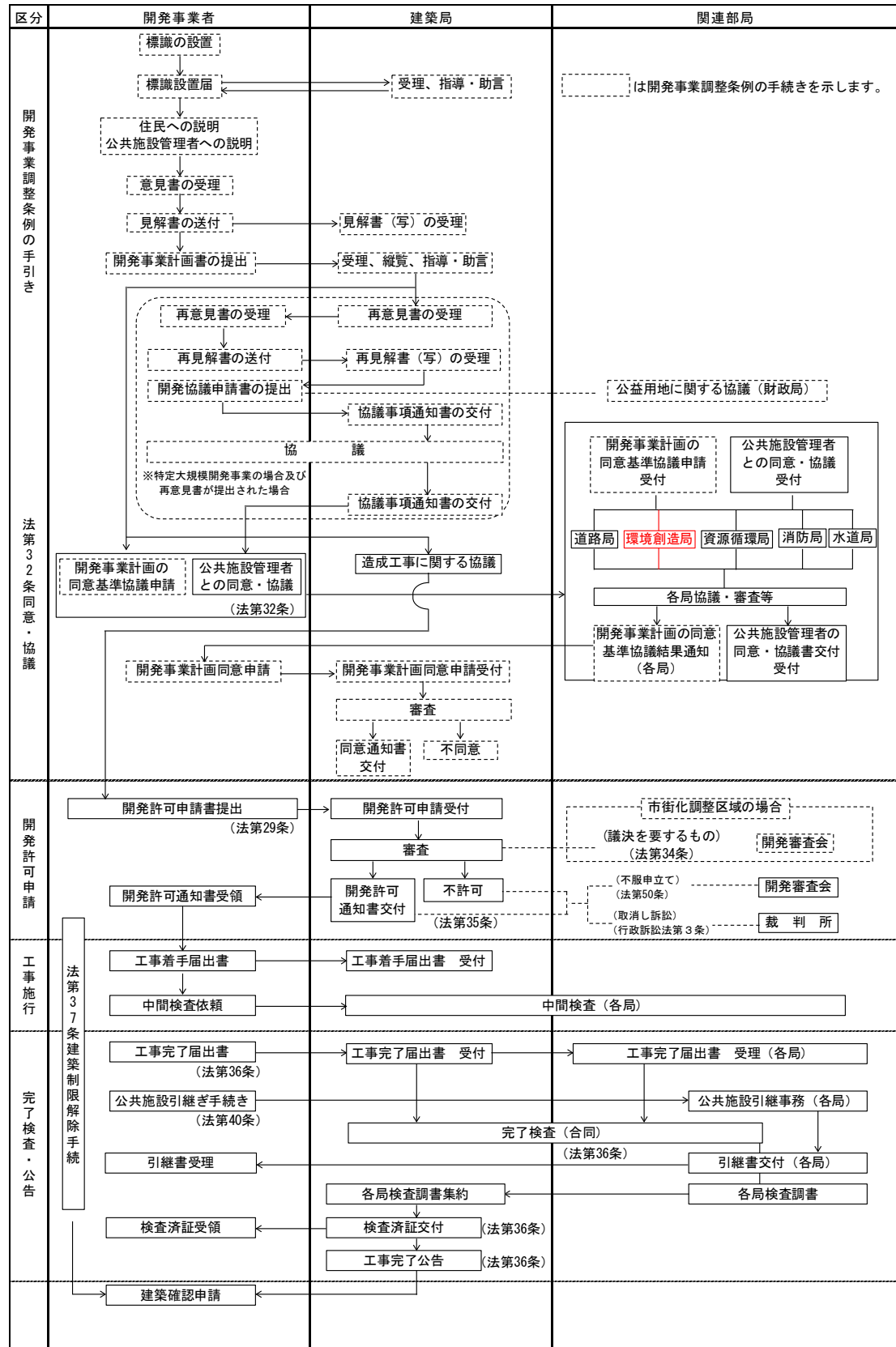


頁	現行		改定案		備考		
制-38		関する条例		関する条例			
	12	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例	医療局生活衛生課	12 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例	医療局生活衛生課		
	13	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県大気水質課	13 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県大気水質課		
	14	横浜市環境影響評価条例	環境創造局環境影響評価課	14 横浜市環境影響評価条例	みどり環境局環境影響評価課	局名の変更。	
	15	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	環境創造局政策課	15 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	みどり環境局政策課	局名の変更。	
	16	横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境創造局環境管理課	16 横浜市生活環境の保全等に関する条例	みどり環境局環境管理課	局名の変更。	
	17	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	資源循環局事業系廃棄物対策課	17 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	資源循環局事業系廃棄物対策課		
	18	横浜市公園条例	環境創造局みどりアップ推進課	18 横浜市公園条例	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。	
	19	緑の環境をつくり育てる条例	環境創造局みどりアップ推進課	19 緑の環境をつくり育てる条例	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。	
	20	横浜市緑化地域に関する条例	環境創造局みどりアップ推進課	20 横浜市緑化地域に関する条例	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。	
	21	横浜市都市緑地法施行細則	環境創造局みどりアップ推進課	21 横浜市都市緑地法施行細則	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。	
	22	横浜市駐車場条例	都市整備局都市交通課	22 横浜市駐車場条例	都市整備局都市交通課		
	23	横浜市道路占用規則	道路局管理課	23 横浜市道路占用規則	道路局管理課		
	24	横浜市下水道条例	環境創造局管路保全課	24 横浜市下水道条例	下水道河川局管路保全課	局名の変更。	
	25	横浜市臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	港湾局港湾管財課	25 横浜市臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	港湾局港湾管財課		
	26	横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課	26 横浜市文化財保護条例	教育委員会事務局生涯学習文化財課		
	27	横浜市福祉のまちづくり条例	健康福祉局福祉保健課	27 横浜市福祉のまちづくり条例	健康福祉局福祉保健課		
	28	神奈川県地球温暖化対策推進条例	神奈川県環境計画課	28 神奈川県地球温暖化対策推進条例	神奈川県環境計画課		
	<b>3 開発に関する主な要綱等一覧</b>		<b>3 開発に関する主な要綱等一覧</b>				
		NO	要綱及び指導方針等の名称	担当窓口	NO	要綱及び指導方針等の名称	担当窓口
		1	横浜市開発審査会幹事会要綱	建築局調整区域課	1	横浜市開発審査会幹事会要綱	建築局調整区域課
		2	横浜市斜面地建築物技術指針	建築局建築指導課	2	横浜市斜面地建築物技術指針	建築局建築指導課
		3	横浜州市街地環境設計制度	建築局市街地建築課	3	横浜州市街地環境設計制度	建築局市街地建築課
		4	横浜市一団地認定・連坦建築物設計制度基準	建築局市街地建築課	4	横浜市一団地認定・連坦建築物設計制度基準	建築局市街地建築課
		5	横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱	資源循環局事業系廃棄物対策課	5	横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱	資源循環局事業系廃棄物対策課
		6	横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	資源循環局事業系廃棄物対策課	6	横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	資源循環局事業系廃棄物対策課
		7	横浜市浄化槽指導基準	資源循環局事業系廃棄物対策課	7	横浜市浄化槽指導基準	資源循環局事業系廃棄物対策課
		8	横浜市浄化槽設置に関する取扱要綱	資源循環局事業系廃棄物対策課	8	横浜市浄化槽設置に関する取扱要綱	資源循環局事業系廃棄物対策課
	9	ごみ集積場所設置基準	資源循環局業務課	9	ごみ集積場所設置基準	資源循環局業務課	
	10	事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準	資源循環局事業系廃棄物対策課	10	事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準	資源循環局事業系廃棄物対策課	
	11	横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	経済局ものづくり支援課	11	横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	経済局ものづくり支援課	
	12	横浜市特別緑地保全地区内行為許可基準要綱	環境創造局みどりアップ推進課	12	横浜市特別緑地保全地区内行為許可基準	みどり環境局公園緑地管理課	誤記の修正及び局名、課名の変更。
	13	横浜市地区計画緑地保全区域内行為許可基準	環境創造局みどりアップ推進課	13	横浜市地区計画緑地保全区域内行為許可基準	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。
	14	近郊緑地保全区域内行為指導要綱	環境創造局みどりアップ推進課	14	近郊緑地保全区域内行為指導要綱	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。
	15	横浜市民の森設置事業実施要綱	環境創造局みどりアップ推進課	15	横浜市民の森設置事業実施要綱	みどり環境局公園緑地事業課	局名、課名の変更。
	16	ふれあいの樹林設置事業実施要綱	環境創造局みどりアップ推進課	16	ふれあいの樹林設置事業実施要綱	みどり環境局公園緑地事業課	局名、課名の変更。
	17	緑地の保存等に関する協定手続要綱	環境創造局みどりアップ推進課	17	緑地の保存等に関する協定手続要綱	みどり環境局公園緑地管理課	局名、課名の変更。
	18	横浜市緑地保存事業実施要綱	環境創造局緑地保全推進課	18	横浜市緑地保存事業実施要綱	みどり環境局公園緑地事業課	局名、課名の変更。
	19	源流の森保存事業実施要綱	環境創造局緑地保全推進課	19	源流の森保存事業実施要綱	みどり環境局公園緑地事業課	局名、課名の変更。
	20	横浜市街づくり協議要	都市整備局地域まちづくり課 都心再生課 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課 市街地整備推進課	20	横浜市街づくり協議要	都市整備局地域まちづくり課 都心再生課 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課 市街地整備推進課	
	21	横浜市排水設備要綱	環境創造局管路保全課	21	横浜市排水設備要綱	下水道河川局管路保全課	局名、課名の変更。
	22	地下排水槽の設置等に関する指導基準	環境創造局管路保全課	22	地下排水槽の設置等に関する指導基準	下水道河川局管路保全課	局名、課名の変更。
	23	給水装置工事設計・施工指針	水道局給水維持課	23	給水装置工事設計・施工指針	水道局給水維持課	
	24	横浜市文化財保護措置要綱	教育委員会事務局生涯学習文化財課	24	横浜市文化財保護措置要綱	教育委員会事務局生涯学習文化財課	
	25	マンション等集合住宅建設にかかる事前協議要領	教育委員会事務局学校計画課	25	マンション等集合住宅建設にかかる事前協議要領	教育委員会事務局学校計画課	
	26	横浜市公益用地の譲渡等に関する要綱	財政局ファシリティマネジメント推進課	26	横浜市公益用地の譲渡等に関する要綱	財政局ファシリティマネジメント推進課	
	27	横浜市土地利用総合調整会議要綱	建築局企画課	27	横浜市土地利用総合調整会議要綱	建築局企画課	
	28	横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱	経済局商業振興課	28	横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱	経済局商業振興課	

頁	現行	改定案	備考
手-1	<p>第1章 開発許可の手続フロー</p> <p>1 開発区域面積1,000㎡未満の開発許可(市街化区域、市街化調整区域共通)</p>	<p>第1章 開発許可の手続フロー</p> <p>1 開発区域面積1,000㎡未満の開発許可(市街化区域、市街化調整区域共通)</p>	<p>関連部局名の変更。</p>

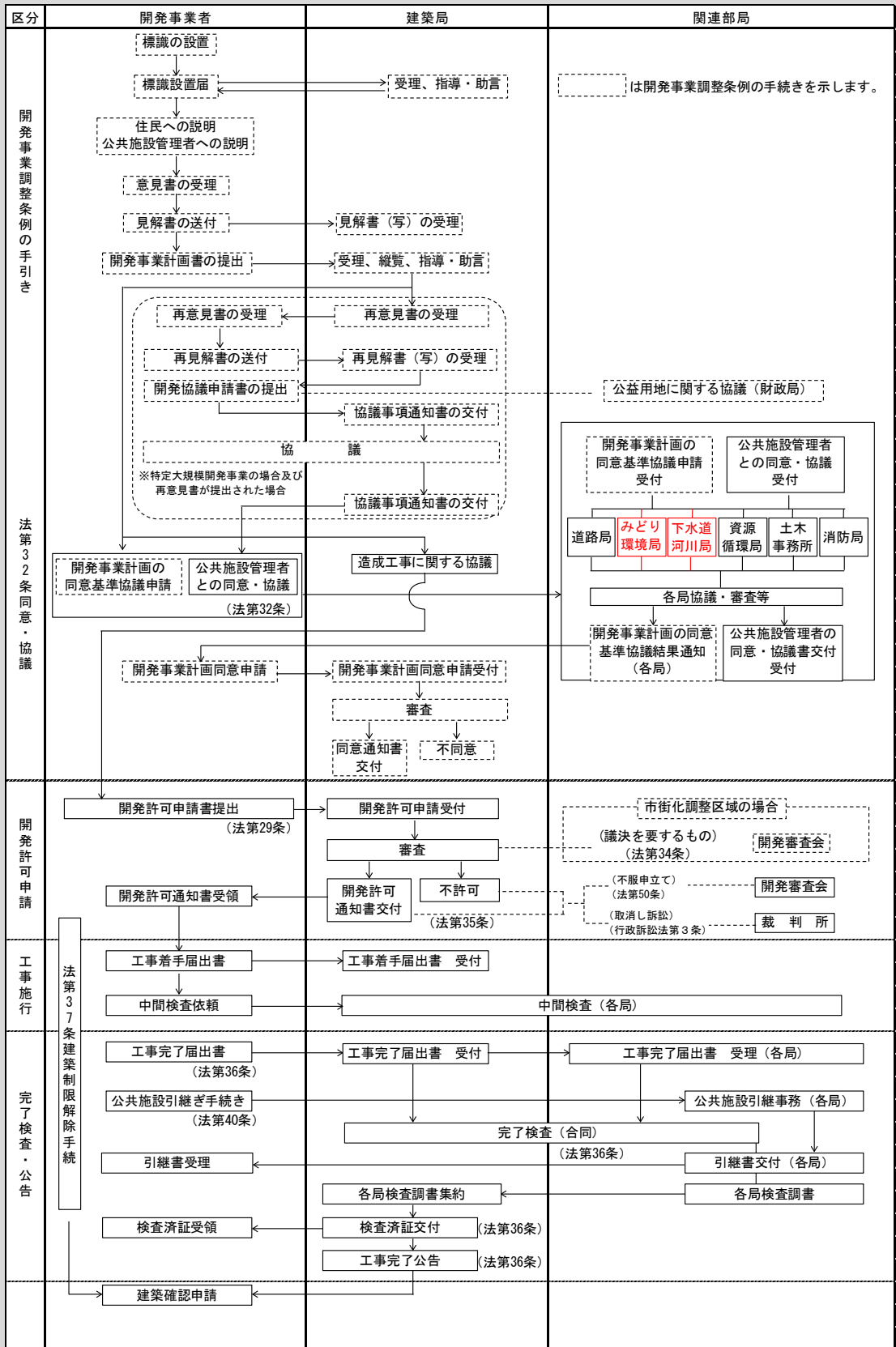
現行

2 開発区域面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発許可（市街化区域、市街化調整区域共通）



改定案

2 開発区域面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発許可（市街化区域、市街化調整区域共通）



関連部局名の変更。

頁	現行	改定案	備考																																																			
手-4	<p><b>第2章 事前の手続き</b>  <b>第2節 公共施設の管理者の同意等</b>  <b>1 開発許可申請前に必要な公共施設の管理者との同意・協議等</b></p> <p>(1) 開発行為に関係ある公共施設等に関する同意・協議（法第32条）  開発者は、開発許可申請に先立ち、開発行為に関係がある公共施設の管理者と同意・協議（基準は『技術基準編』を参照してください。）の手続きを行い、許可申請書に同意・協議を得たことを証する書面を添付してください（法第33条の基準に適合しない図面で法第32条に基づく同意・協議を行っていても、開発許可にはなりませんので、あらかじめ開発許可の基準（『技術基準編』参照）に整合させてください。）。</p> <p>ア 同意・協議等の担当窓口</p> <table border="1" data-bbox="231 489 1383 989"> <thead> <tr> <th>同意・協議事項</th> <th>担当窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路に関する同意・協議</td> <td>道路局路政課（<u>横浜市への帰属がある場合</u>） 各区土木事務所（<u>0.1ha未滿で横浜市への帰属がない場合</u>）</td> </tr> <tr> <td>公園等に関する同意・協議</td> <td><u>環境創造局みどりアップ推進課</u> （開発区域面積が0.3ha以上の場合又は公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合）</td> </tr> <tr> <td>消防施設等に関する同意・協議</td> <td>消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>下水施設等に関する同意・協議</td> <td><u>環境創造局</u>管路保全課（0.1ha以上又は帰属、払い下げ若しくは区分地上権設定の必要がある場合） 各区土木事務所（0.1ha未滿で帰属、払い下げ又は区分地上権設定の必要がない場合）</td> </tr> <tr> <td>横浜市が管理する河川又は水路に関する同意・協議</td> <td><u>道路局</u>河川管理課（0.1ha以上） 各区土木事務所（0.1ha未滿）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【解説】</b>  1 「公園等」とは、公園、緑地又は広場をいいます。  2 「公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合」の公園は、都市公園法第2条第1項に基づく公園をいいます。  3 一級河川及び二級河川の管理は、その河川により国土交通大臣管理、県知事管理又は本市管理に区分されます。詳細につきましては、<u>道路局</u>河川管理課のホームページをご覧ください。</p> <p>イ（略）  ウ（略）</p> <p>(2) 水道施設の事前審査（対象：開発区域面積0.1ヘクタール以上）  申請手続の迅速化を図るため、許可申請に先立ち、水道施設の事前審査を受けてください。  なお、事前審査は行政区により次のとおり給水工事受付センターが行います。</p> <table border="1" data-bbox="231 1373 1383 1640"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷</td> <td>保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階</td> <td>045(489)3056</td> <td>045(461)9713</td> </tr> <tr> <td>旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南</td> <td>保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階</td> <td>045(489)3024</td> <td rowspan="2">045(461)9662</td> </tr> <tr> <td><u>緑、青葉、栄、戸塚</u></td> <td></td> <td><u>045(489)3041</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意：開発区域面積0.1ヘクタール未滿については、許可後、給水工事の設計施工にあたり、各行政区の担当部署と協議をしてください。  (以下略)</p>	同意・協議事項	担当窓口	道路に関する同意・協議	道路局路政課（ <u>横浜市への帰属がある場合</u> ） 各区土木事務所（ <u>0.1ha未滿で横浜市への帰属がない場合</u> ）	公園等に関する同意・協議	<u>環境創造局みどりアップ推進課</u> （開発区域面積が0.3ha以上の場合又は公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合）	消防施設等に関する同意・協議	消防局警防課	下水施設等に関する同意・協議	<u>環境創造局</u> 管路保全課（0.1ha以上又は帰属、払い下げ若しくは区分地上権設定の必要がある場合） 各区土木事務所（0.1ha未滿で帰属、払い下げ又は区分地上権設定の必要がない場合）	横浜市が管理する河川又は水路に関する同意・協議	<u>道路局</u> 河川管理課（0.1ha以上） 各区土木事務所（0.1ha未滿）	行政区	担当部署	電話番号	FAX番号	港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階	045(489)3056	045(461)9713	旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階	045(489)3024	045(461)9662	<u>緑、青葉、栄、戸塚</u>		<u>045(489)3041</u>	<p><b>第2章 事前の手続き</b>  <b>第2節 公共施設の管理者の同意等</b>  <b>1 開発許可申請前に必要な公共施設の管理者との同意・協議等</b></p> <p>(1) 開発行為に関係ある公共施設等に関する同意・協議（法第32条）  開発者は、開発許可申請に先立ち、開発行為に関係がある公共施設の管理者と同意・協議（基準は『技術基準編』を参照してください。）の手続きを行い、許可申請書に同意・協議を得たことを証する書面を添付してください（法第33条の基準に適合しない図面で法第32条に基づく同意・協議を行っていても、開発許可にはなりませんので、あらかじめ開発許可の基準（『技術基準編』参照）に整合させてください。）。</p> <p>ア 同意・協議等の担当窓口</p> <table border="1" data-bbox="1469 489 2620 989"> <thead> <tr> <th>同意・協議事項</th> <th>担当窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路に関する同意・協議</td> <td>道路局路政課（<u>開発区域面積が0.1ha以上の場合又は横浜市への帰属がある場合</u>） 各区土木事務所（<u>開発区域面積が0.1ha未滿で横浜市への帰属がない場合</u>）</td> </tr> <tr> <td>公園等に関する同意・協議</td> <td><u>みどり環境局公園緑地管理課</u> （開発区域面積が0.3ha以上の場合又は公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合）</td> </tr> <tr> <td>消防施設等に関する同意・協議</td> <td>消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>下水施設等に関する同意・協議</td> <td><u>下水道河川局</u>管路保全課（0.1ha以上又は帰属、払い下げ若しくは区分地上権設定の必要がある場合） 各区土木事務所（0.1ha未滿で帰属、払い下げ又は区分地上権設定の必要がない場合）</td> </tr> <tr> <td>横浜市が管理する河川又は水路に関する同意・協議</td> <td><u>下水道河川局</u>河川管理課（0.1ha以上） 各区土木事務所（0.1ha未滿）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【解説】</b>  1 「公園等」とは、公園、緑地又は広場をいいます。  2 「公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合」の公園は、都市公園法第2条第1項に基づく公園をいいます。  3 一級河川及び二級河川の管理は、その河川により国土交通大臣管理、県知事管理又は本市管理に区分されます。詳細につきましては、<u>下水道河川局</u>河川管理課のホームページをご覧ください。</p> <p>イ（略）  ウ（略）</p> <p>(2) 水道施設の事前審査（対象：開発区域面積0.1ヘクタール以上）  申請手続の迅速化を図るため、許可申請に先立ち、水道施設の事前審査を受けてください。  なお、事前審査は行政区により次のとおり給水工事受付センターが行います。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1373 2620 1640"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷、<u>緑、青葉</u></td> <td>保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階</td> <td>045(489)3056</td> <td>045(461)9713</td> </tr> <tr> <td>旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南、<u>栄、戸塚</u></td> <td>保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階</td> <td>045(489)3024</td> <td>045(461)9662</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意：開発区域面積0.1ヘクタール未滿については、許可後、給水工事の設計施工にあたり、各行政区の担当部署と協議をしてください。  (以下略)</p>	同意・協議事項	担当窓口	道路に関する同意・協議	道路局路政課（ <u>開発区域面積が0.1ha以上の場合又は横浜市への帰属がある場合</u> ） 各区土木事務所（ <u>開発区域面積が0.1ha未滿で横浜市への帰属がない場合</u> ）	公園等に関する同意・協議	<u>みどり環境局公園緑地管理課</u> （開発区域面積が0.3ha以上の場合又は公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合）	消防施設等に関する同意・協議	消防局警防課	下水施設等に関する同意・協議	<u>下水道河川局</u> 管路保全課（0.1ha以上又は帰属、払い下げ若しくは区分地上権設定の必要がある場合） 各区土木事務所（0.1ha未滿で帰属、払い下げ又は区分地上権設定の必要がない場合）	横浜市が管理する河川又は水路に関する同意・協議	<u>下水道河川局</u> 河川管理課（0.1ha以上） 各区土木事務所（0.1ha未滿）	行政区	担当部署	電話番号	FAX番号	港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷、 <u>緑、青葉</u>	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階	045(489)3056	045(461)9713	旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南、 <u>栄、戸塚</u>	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階	045(489)3024	045(461)9662	<p>用語の整理。  用語の整理。  担当窓口の局名及び課名の変更。  担当窓口の局名の変更。  担当窓口の局名の変更。  局名の変更。  担当部署の変更。  担当部署及び電話番号の変更。</p>
同意・協議事項	担当窓口																																																					
道路に関する同意・協議	道路局路政課（ <u>横浜市への帰属がある場合</u> ） 各区土木事務所（ <u>0.1ha未滿で横浜市への帰属がない場合</u> ）																																																					
公園等に関する同意・協議	<u>環境創造局みどりアップ推進課</u> （開発区域面積が0.3ha以上の場合又は公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合）																																																					
消防施設等に関する同意・協議	消防局警防課																																																					
下水施設等に関する同意・協議	<u>環境創造局</u> 管路保全課（0.1ha以上又は帰属、払い下げ若しくは区分地上権設定の必要がある場合） 各区土木事務所（0.1ha未滿で帰属、払い下げ又は区分地上権設定の必要がない場合）																																																					
横浜市が管理する河川又は水路に関する同意・協議	<u>道路局</u> 河川管理課（0.1ha以上） 各区土木事務所（0.1ha未滿）																																																					
行政区	担当部署	電話番号	FAX番号																																																			
港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階	045(489)3056	045(461)9713																																																			
旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階	045(489)3024	045(461)9662																																																			
<u>緑、青葉、栄、戸塚</u>		<u>045(489)3041</u>																																																				
同意・協議事項	担当窓口																																																					
道路に関する同意・協議	道路局路政課（ <u>開発区域面積が0.1ha以上の場合又は横浜市への帰属がある場合</u> ） 各区土木事務所（ <u>開発区域面積が0.1ha未滿で横浜市への帰属がない場合</u> ）																																																					
公園等に関する同意・協議	<u>みどり環境局公園緑地管理課</u> （開発区域面積が0.3ha以上の場合又は公園が隣接する場合若しくは公園に影響がある場合）																																																					
消防施設等に関する同意・協議	消防局警防課																																																					
下水施設等に関する同意・協議	<u>下水道河川局</u> 管路保全課（0.1ha以上又は帰属、払い下げ若しくは区分地上権設定の必要がある場合） 各区土木事務所（0.1ha未滿で帰属、払い下げ又は区分地上権設定の必要がない場合）																																																					
横浜市が管理する河川又は水路に関する同意・協議	<u>下水道河川局</u> 河川管理課（0.1ha以上） 各区土木事務所（0.1ha未滿）																																																					
行政区	担当部署	電話番号	FAX番号																																																			
港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷、 <u>緑、青葉</u>	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階	045(489)3056	045(461)9713																																																			
旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南、 <u>栄、戸塚</u>	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階	045(489)3024	045(461)9662																																																			
手-8	<p><b>第3章 開発許可の申請から完了広告までの手続</b>  <b>第1節 許可申請から許可までの手続</b>  <b>2 許可申請に必要な図書等</b></p> <p>(1) ～(3)（略）  (4) 法第34条各号の審査に必要な図書（市街化調整区域のみ）</p>	<p><b>第3章 開発許可の申請から完了広告までの手続</b>  <b>第1節 許可申請から許可までの手続</b>  <b>2 許可申請に必要な図書等</b></p> <p>(1) ～(3)（略）  (4) 法第34条各号の審査に必要な図書（市街化調整区域のみ）</p>																																																				

頁	現行	改定案	備考																																																																																																																																																																																																																																																												
手-15	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第 34 条第 14 号に関する審査に必要な図書</p> <p>法第 34 条第 14 号に関する審査のうち、横浜市開発審査会提案基準各号に該当する案件の必要図書は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出図書</th> <th>提案基準</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> <th>6号</th> <th>12号</th> <th>14号</th> <th>15号</th> <th>19号</th> <th>20号</th> <th>22号</th> <th>25号</th> <th>26号</th> <th>27号</th> <th>28号</th> <th>29号</th> <th>33号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委任状 (代理者の連絡先記入)</td> <td></td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> </tr> <tr> <td>理由書(要実印)</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業計画書</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>◇</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)</td> <td></td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◇</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>住民票</u> (世帯全員のもの) (4号は本家・分家世帯の両方が必要)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	提出図書	提案基準	3号	4号	5号	6号	12号	14号	15号	19号	20号	22号	25号	26号	27号	28号	29号	33号	委任状 (代理者の連絡先記入)		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	理由書(要実印)			◎						◎									事業計画書		○		◇		○				○				○	○	○	○	誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)		○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◇	○	○	○	○	<u>住民票</u> (世帯全員のもの) (4号は本家・分家世帯の両方が必要)			○	◇					○									(以下略)																		<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第 34 条第 14 号に関する審査に必要な図書</p> <p>法第 34 条第 14 号に関する審査のうち、横浜市開発審査会提案基準各号に該当する案件の必要図書は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出図書</th> <th>提案基準</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> <th>6号</th> <th>12号</th> <th>14号</th> <th>15号</th> <th>19号</th> <th>20号</th> <th>22号</th> <th>25号</th> <th>26号</th> <th>27号</th> <th>28号</th> <th>29号</th> <th>33号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委任状 (代理者の連絡先記入)</td> <td></td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> <td>◇</td> </tr> <tr> <td>理由書(要実印)</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業計画書</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>◇</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)</td> <td></td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◇</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>マイナンバーが記載されていない住民票</u> (世帯全員のもの) (4号は本家・分家世帯の両方が必要)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	提出図書	提案基準	3号	4号	5号	6号	12号	14号	15号	19号	20号	22号	25号	26号	27号	28号	29号	33号	委任状 (代理者の連絡先記入)		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	理由書(要実印)			◎						◎									事業計画書		○		◇		○				○				○	○	○	○	誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)		○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◇	○	○	○	○	<u>マイナンバーが記載されていない住民票</u> (世帯全員のもの) (4号は本家・分家世帯の両方が必要)			○	◇					○									(以下略)																		運用の明確化。
提出図書	提案基準	3号	4号	5号	6号	12号	14号	15号	19号	20号	22号	25号	26号	27号	28号	29号	33号																																																																																																																																																																																																																																														
委任状 (代理者の連絡先記入)		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇																																																																																																																																																																																																																																														
理由書(要実印)			◎						◎																																																																																																																																																																																																																																																						
事業計画書		○		◇		○				○				○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)		○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◇	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
<u>住民票</u> (世帯全員のもの) (4号は本家・分家世帯の両方が必要)			○	◇					○																																																																																																																																																																																																																																																						
(以下略)																																																																																																																																																																																																																																																															
提出図書	提案基準	3号	4号	5号	6号	12号	14号	15号	19号	20号	22号	25号	26号	27号	28号	29号	33号																																																																																																																																																																																																																																														
委任状 (代理者の連絡先記入)		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇																																																																																																																																																																																																																																														
理由書(要実印)			◎						◎																																																																																																																																																																																																																																																						
事業計画書		○		◇		○				○				○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
誓約書(要実印) (将来とも用途を変更しない旨明記)		○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◇	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																														
<u>マイナンバーが記載されていない住民票</u> (世帯全員のもの) (4号は本家・分家世帯の両方が必要)			○	◇					○																																																																																																																																																																																																																																																						
(以下略)																																																																																																																																																																																																																																																															

頁	現行	改定案	備考
技-49	<p><b>第4章 公共の用に供する空地に関する基準</b>  <b>第1節 道路</b>  <b>【公共施設管理者の基準】道路の整備基準</b>  <b>1 整備の原則</b>                      次の基準は、開発行為により関係のある既存の横浜市道路局管理の道路（以下、公道という）、公道として管理することとなる開発行為により新設される道路（拡幅される道路を含む。）及び公道と開発行為により新設される道路との取付け部に適用する。                      なお、取決めのない事項及び事業ごと特殊な事項については、公道管理者との協議により決定することとする。                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) 構造物は、「道路構造物標準図集（横浜市道路局）」及び「横浜市下水道設計標準図（横浜市環境創造局）」に規定されている構造を使用すること。                      (以下略)</p>	<p><b>第4章 公共の用に供する空地に関する基準</b>  <b>第1節 道路</b>  <b>【公共施設管理者の基準】道路の整備基準</b>  <b>1 整備の原則</b>                      次の基準は、開発行為により関係のある既存の横浜市道路局管理の道路（以下、公道という）、公道として管理することとなる開発行為により新設される道路（拡幅される道路を含む。）及び公道と開発行為により新設される道路との取付け部に適用する。                      なお、取決めのない事項及び事業ごと特殊な事項については、公道管理者との協議により決定することとする。                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) 構造物は、「道路構造物標準図集（横浜市道路局）」及び「横浜市下水道設計標準図（横浜市下水道河川局）」に規定されている構造を使用すること。                      (以下略)</p>	局名の変更。
技-59	<p><b>18 道路台帳等</b>                      「道路台帳平面図(素図)作成・補正の手引き」に基づき、道路台帳を作成すること。また、道路照明施設、植栽帯、道路標識又は重要構造物（擁壁、橋梁等）を設置する場合には、各施設の台帳を作成すること。                      (以下略)</p>	<p><b>18 道路台帳等</b>                      「道路台帳(SXFデータ)作成・補正の手引き」に基づき、道路台帳を作成すること。また、道路照明施設、植栽帯、道路標識又は重要構造物（擁壁、橋梁等）を設置する場合には、各施設の台帳を作成すること。                      (以下略)</p>	手引名称の更新。
技-60 技-61	<p><b>22 主な関連技術規定</b>                      (1) 法令 (略)                      (2) 横浜市制定基準等（各所管課ホームページ参照）                      ア～キ (略)                      ク 横浜市下水道設計標準図（管きよ編）【環境創造局技術監理課】                      ケ～ソ (略)                      (以下略)</p>	<p><b>22 主な関連技術規定</b>                      (1) 法令 (略)                      (2) 横浜市制定基準等（各所管課ホームページ参照）                      ア～キ (略)                      ク 横浜市下水道設計標準図（管きよ編）【下水道河川局技術監理課】                      ケ～ソ (略)                      (以下略)</p>	局名の変更。
技-64 技-65	<p><b>第2節 公園、緑地及び広場</b>  <b>2 公園等の設置（政令第25条第6号、政令第25条第7号、省令第21条、条例第30条）</b>                      (1)・(2) (略)                      (3) 公園等の有効面積                      公園等として有効に利用できない次に掲げる土地を含む場合は、当該土地の面積を除外して、必要な面積を確保すること。                      ア 地表面が水平面に対して20度を超える角度をなす造成<sup>のり</sup>法面                      イ 擁壁（天端を除く。）及び公園等の外周に設けられる擁壁の下端の土地                      ウ 幅が10メートル未満の土地                      (以下略)</p>	<p><b>第2節 公園、緑地及び広場</b>  <b>2 公園等の設置（政令第25条第6号、政令第25条第7号、省令第21条、条例第30条）</b>                      (1)・(2) (略)                      (3) 公園等の有効面積                      公園等として有効に利用できない次に掲げる土地を含む場合は、当該土地の面積を除外して、必要な面積を確保すること。                      ア 地表面が水平面に対して20度を超える角度をなす造成<sup>のり</sup>法面                      イ 擁壁（柵を建て込む場合は天端を除く。）及び公園等の外周に設けられる擁壁の下端の土地                      ウ 幅が10メートル未満の土地                      (以下略)</p>	現在の運用に則した記載に変更。
技-67	<p><b>5 公園の出入口（法第33条第1項第2号、省令第25条第1号）</b>                      利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。                      (1) 出入口の数は、公園の面積が1,000平方メートル未満の場合にあっては2、1,000平方メートル以上の場合にあっては2以上とすること。</p>	<p><b>5 公園の出入口（法第33条第1項第2号、省令第25条第1号）</b>                      利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。                      (1) 出入口の数は2以上とすること。</p>	小規模公園の利便性等への配慮のため



頁	現行	改定案	備考
	(以下略)	(以下略)	め、出入口数の規定を変更。
技-68	<p><b>6 公園利用者の安全を図るための措置（省令第25条第2号、条例第31条）</b>            利用者の安全を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出入口には車止めを設け、出入口以外の公園の周囲には柵を設置すること。</p>	<p><b>6 公園利用者の安全を図るための措置（省令第25条第2号、条例第31条）</b>            利用者の安全を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出入口には車止めを設け、出入口以外の公園の周囲には柵を設置すること。<u>ただし、市長が公園の管理上及び利用者の安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	安全が確保されている箇所については必ずしも柵を設ける必要はなく、また柵に替わる施設も場合によっては可能とするため、ただし書きを追加。
技-72	<p><b>【公共施設管理者の基準】公園等の整備基準</b></p> <p><b>10 その他</b>            公園等の工事並びに公園施設の規格及び構造の細目は、次の図集及び仕様書等を準用すること。ただし、法第32条による協議図書に記載された事項については、当該協議図書に記載された事項を優先する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「公園緑地施設標準図集」(横浜市<b>環境創造局</b>)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 「公園緑地設計指針」(横浜市<b>環境創造局</b>)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 「横浜市排水設備要覧」(横浜市<b>環境創造局</b>)</p> <p>(12) (略)</p>	<p><b>【公共施設管理者の基準】公園等の整備基準</b></p> <p><b>10 その他</b>            公園等の工事並びに公園施設の規格及び構造の細目は、次の図集及び仕様書等を準用すること。ただし、法第32条による協議図書に記載された事項については、当該協議図書に記載された事項を優先する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「公園緑地施設標準図集」(横浜市<b>みどり環境局</b>)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 「公園緑地設計指針」(横浜市<b>みどり環境局</b>)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 「横浜市排水設備要覧」(横浜市<b>下水道河川局</b>)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>局名の変更。</p> <p>局名の変更。</p> <p>局名の変更。</p>

第6章 給水施設に関する基準

【法律】(略)

1 給水施設的设计

「給水装置工事设计・施工指針」(横浜市水道局)に基づき设计すること。

注意

水道施設の事前審査(対象:開発区域面積0.1ヘクタール以上)

申請手続の迅速化を図るため、許可申請に先立ち、水道施設の事前審査を受けてください。

なお、事前審査は行政区により次のとおり給水工事受付センターが行います。

行政区	担当部署	電話番号	FAX番号
港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階	045(489)3056	045(461)9713
旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階	045(489)3024	045(461)9662
<u>緑、青葉、栄、戸塚</u>		<u>045(489)3041</u>	

注意:開発区域面積0.1ヘクタール未満については、許可後、給水工事の設計施工にあたり、各行政区の担当部署と協議をしてください。

第6章 給水施設に関する基準

【法律】(略)

1 給水施設的设计

「給水装置工事设计・施工指針」(横浜市水道局)に基づき设计すること。

注意

水道施設の事前審査(対象:開発区域面積0.1ヘクタール以上)

申請手続の迅速化を図るため、許可申請に先立ち、水道施設の事前審査を受けてください。

なお、事前審査は行政区により次のとおり給水工事受付センターが行います。

行政区	担当部署	電話番号	FAX番号
港北、都筑、鶴見、神奈川、 西、中、南、保土ヶ谷、 <u>緑、 青葉</u>	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 3階	045(489)3056	045(461)9713
旭、泉、瀬谷、磯子、 金沢、港南、 <u>栄、戸塚</u>	保土ヶ谷区川辺町5-1 給水工事受付センター 2階	045(489)3024	045(461)9662

注意:開発区域面積0.1ヘクタール未満については、許可後、給水工事の設計施工にあたり、各行政区の担当部署と協議をしてください。

担当部署の変更

担当部署及び電話番号の変更

「都市計画法による開発許可の手引 立地基準編」 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

頁	現行	改定案	備考
立-20	<p><b>第3章 法第34条に関する立地の許可の基準</b>  <b>第2節 横浜市開発審査会提案基準</b>  <b>提案基準第12号</b>  <b>屋外運動施設内において行う建築行為等の特例措置</b></p> <p>屋外運動施設(注1参照、以下、この基準において同じ)内に建築物を建築する場合は、申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>1～10 (略)</p> <p>注1～3 (略)</p>	<p><b>第3章 法第34条に関する立地の許可の基準</b>  <b>第2節 横浜市開発審査会提案基準</b>  <b>提案基準第12号</b>  <b>屋外運動施設内において行う建築行為等の特例措置</b></p> <p>屋外運動施設(注1参照、以下、この基準において同じ)内に建築物を建築する場合は、申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>1～10 (略)</p> <p>注1～3 (略)</p>	
立-21	<p><b>【解説】</b>                  緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく「緑地の保存等に関する協定」については、許可の申請までに<b>環境創造局みどりアップ推進課</b>へ「緑地の保存等に関する協定手続要綱」第2条に基づく「緑地の保存等に関する協定の適合確認申請書」を提出し、許可までに、適合確認を受けてください。                  また、工事の完了までに「緑地の保存等に関する協定」を締結してください。緑地の基準の概要は次のとおりです。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>【解説】</b>                  緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく「緑地の保存等に関する協定」については、許可の申請までに<b>みどり環境局公園緑地管理課</b>へ「緑地の保存等に関する協定手続要綱」第2条に基づく「緑地の保存等に関する協定の適合確認申請書」を提出し、許可までに、適合確認を受けてください。                  また、工事の完了までに「緑地の保存等に関する協定」を締結してください。緑地の基準の概要は次のとおりです。</p> <p>(以下略)</p>	局名及び課名の変更。
立-42	<p><b>提案基準第27号</b>  <b>社会福祉施設、学校等の開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置</b></p> <p>社会福祉施設、学校等の新築、増築、建て替え又はこれらの用に供する用途への変更を行う場合(敷地増を伴うものを含む。)において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。(注2・3参照)</p> <p>1～13 (略)</p> <p>注1～7 (略)</p>	<p><b>提案基準第27号</b>  <b>社会福祉施設、学校等の開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置</b></p> <p>社会福祉施設、学校等の新築、増築、建て替え又はこれらの用に供する用途への変更を行う場合(敷地増を伴うものを含む。)において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。(注2・3参照)</p> <p>1～13 (略)</p> <p>注1～7 (略)</p>	
立-44	<p><b>【解説】</b>                  1 「横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱」に基づく「横浜市建築物緑化認定証」については、許可の申請までに<b>環境創造局みどりアップ推進課</b>へ次の各号のいずれかのうち、適用される条例に基づく緑地の基準を満たした申出を行い、許可までに通知書の交付を受けてください。                  また、工事の完了までに「建築物緑化認定証交付請求書」を提出し、「横浜市建築物緑化認定証」の交付を受けてください。詳しくは、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱及び「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引を参照してください。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>【解説】</b>                  1 「横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱」に基づく「横浜市建築物緑化認定証」については、許可の申請までに<b>みどり環境局公園緑地管理課</b>へ次の各号のいずれかのうち、適用される条例に基づく緑地の基準を満たした申出を行い、許可までに通知書の交付を受けてください。                  また、工事の完了までに「建築物緑化認定証交付請求書」を提出し、「横浜市建築物緑化認定証」の交付を受けてください。詳しくは、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱及び「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引を参照してください。</p> <p>(以下略)</p>	局名及び課名の変更。